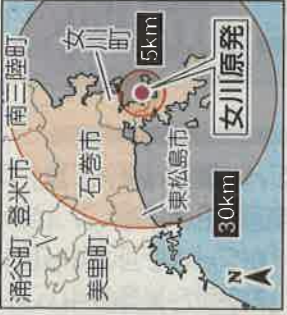


【明治30年1月18日第三種郵便物認可】

東 北 地 裁



仙台地裁前で不当判決の紙を掲げる原告ら  
24日午前11時5分ごろ、仙台市青葉区



政府が了承した原発の避難計画に焦点を絞った全国初の訴訟で、司法が計画の実効性をとらま踏み込んだ。

# 避難計画実効性判断を回避

石巻市の住民1人が東北電力に女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市の再稼働差し止めを求めた訴訟で、仙台地裁は24日「重大事故が発生する具体的危険の立証がない」として住民側の請求を棄却した。東北電は2024年2月に予定する再稼働に向け一歩前進する。住民側は控訴する方針。(22・23面に関連記事)

# 女川原発差し止め認めず

仙台地裁

## 請求棄却「危険の立証ない」

判決後に記者会見した住民側弁護士(仙台弁護士会)の小野寺信一は「避難計画は重大事故の発生が前提になっている。その前提を立証しない限り避難計画の中身を議論しない」と主張していた。

# 安全神話 抜け出せぬ司法

【解説】仙台地裁判決は、住民側が求めた避難計画の実効性の判断を押し退けた。事実上の「門前払い」だった。

事故時に住民の安全確保

の最終手段となる避難計画は、国や県など行政側による具体的な詳細な検討や審

というのは、誰が考えてもおかしい話だ」と憤りをあらわにした。東北電は「判決は当社的主張を理解いただいた結果であると受け止める。引き続き避難計画の実効性向上にできる限りの協力をします」とコメントした。

した。東北電は2号機の再稼働を目指して厚力規制委員会に13年2月、新規規制の適合性審査を申請。20年2月に基本的な設計と詳細設計で認可をそれぞれ受け、再稼働に向けた対策工事が進んでいる。1号機は18年10月に廃炉が決まった。

### 判決骨子

差し止め請求を認めるかどうかを判断するに当たり、東北電力が女川原発2号機の運転再開に伴って当然に放射性物質を異常に放出する事故が起きる具体的な危険の存在を前提にはできない。原告らは危険について具体的な主張、立証をしておらず、運転再開による危険を認めるに足りる証拠がない。避難計画に不備があることのみをもって、直ちに原告らに人格権侵害の具体的危険があるとは認められない。避難計画の実効性に関する個別の争点は判断するまでもなく、差し止めは認められない。

査を受けていない。行政が権限を行使する「認可」や「認可」の対象でもなく、政府の「了承」を受けたに過ぎない。唯一、計画を検証し得る立場だった司法が判断を避けたことで、住民の安心安全への担保は宙に浮いた。

判決は避難時の検査場所の運営態勢を知るため、地裁が自ら採用した宮城県への調査囑託の結果にも一切触れず、何のための調査だったのか疑問を残した。原発の安全性は原子炉の安全対策や事故対応、避難計画など第1・5層の防護レベルからなる国際基準「深層防護」で確保されるのが原則で、各層の有効性が互いに依存せず独立していることが不可欠だ。

判決はこうした深層防護の考え方を是ししながら、最終の第5層に当たる避難計画の不備のみで危険性は認められないとの立場を取った。避難計画の不備のみで危険性を認め、日本原子

力発電東海第二原発(茨城県)の運転を差し止めた2021年3月の水戸地裁判決とは対照的だ。

これでは、法理よりも裁判官の考え一つで住民の生命や財産の危険が左右されかねない。裁判官の判断に委ねる自由心証主義は否定

しないが、これほど立脚点に距離があると疑問を抱かざるを得ない。住民側にとっては原発の構造や地震、津波対策など複雑な科学論争を避け、避難計画の不備のみで差し止め請求が認められるかどうかの試金石でもあった。住民側は福島第一原発事故の教訓だった「想定外」を前提に、避難計画という「最後のとりで」の発注性判断を求めたが、地裁は拒んだ。

想定外が生じることへの懸念を「抽象的」と退け、避難計画の検証すらしなかった判決は、司法がまだ安全神話から抜け出せていない印象を際めた。(報道部・佐藤駿伍)



# 社説

## 女川原発差し止め訴訟

稼働中の原発で重大事故が発生し、放射性物質が放出されたら、住民はより早く、より遠くに避難するしかない。

逃げ遅れは被ばくリスクを高め、特に持病や障害のある人は予期せぬ長時間、長距離の移動も命に関わる。

東京電力福島第一原発事故では、双葉病院(福島県大熊町)と隣接する施設の患者、入所者ら計44人が避難先に向かうバスなどで息絶えた。

迅速で円滑な避難が、どれほど重要か。

教訓を一顧だにせず、電力会社の主張を丸のみした判断は、住民にとって到底受け入

れられるものではあるまい。

避難計画の不備と住民の深刻な不安を置き去りにしたと言わざるを得ない。

東北電力が来年2月の再稼働を目指す女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市)を巡り、地元住民らが事故時の避難計画に不備があるとして再稼働差し止めを求めた訴訟で仙台地裁がきのう、請求を棄却する判決を言い渡した。

## 避難への不安放置するののか

齊藤充洋裁判長は「放射性物質が放出される事故が発生する危険について具体的に立証されていない以上、避難計画の実効性の有無にかかわらず運転差し止めを認めることはできない」と判示した。

原告側は避難計画の実効性の有無に争点を絞ったが、判決は「判断するまでもない」とほぼ門前払い。原告が列挙した避難計画の問題点についても言及を避けた。

原発の工学的、技術的な安全対策や運転管理は原子力規制委員会の審査対象になってきている。規制委が審査基準に適合していると認めた原発に關し、専門家でない住民側に事

故リスクの具体的な立証を迫るのは明らかに酷だろう。

無視できないのは、判決が全く触れなかった住民側の多くの指摘に相当の具体性と説得力があったことだ。

避難者がスクリーニング検査などを受ける「避難域時

## 避難への不安放置するののか

検査場所」に向かう際、渋滞に巻き込まれ、高い被ばくリスクを負う恐れがある。そもそも交通渋滞で宮城県や東北電の派遣要員が到達できず、検査場所を開設できない可能性もある」といった内容だ。

東北電側は、避難は5キロ圏内から段階的に始まるため一

斉避難を前提とする主張は誤りだと反論したが、実際に原発でトラブルがあったと分かれば、5キロ圏外の住民も急いで移動し始める可能性が高いのではないか。

県が昨年5月に公表した最大級の津波浸水想定では、女川、石巻など4市町の避難経路が浸水域に入った。万一、現実のものとなれば、住民は逃げるどころか原発近くに閉じ込められかねない。

起きるかどうかは分からなくても、起きてしまえば取り返しのつかない惨禍に見舞われるのが原子力災害だ。逃れる手だてが現実的に担保されなければ、住民の不安は解消されない。再稼働の日まで目を背けていてはなるまい。

再稼働の日まで目を背けていてはなるまい。



# 女川原発訴訟 避難計画の判断回避



記者会見で質問に答える原団長(右) 24日後、仙台市青葉区の市戦災復興記念館

東北電力女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市)の再稼働差し止めを求めた訴訟の仙台地裁判決は原告側に非情な結果となった。最も判断してもらいたかった避難計画の美効性は「門前払い」扱いはされ、怒りと失望感をあらわにした。(報道部・庄宇鉄平、高橋葵) 1面に関連記事

# 「肩透かし」「情けない」 原告判決に怒り、失望

## 女川原発を巡る動き

1984年6月	▶東北電力女川原発1号機が営業運転開始
95年7月	▶2号機が営業運転開始
2002年1月	▶3号機が営業運転開始
11年3月	▶東日本大震災で1～3号機が自動停止。津波の影響で2号機の原子炉建屋地下が浸水
13年12月	▶東北電力が2号機再稼働に向け原子力規制委員会に審査を申請
18年12月	▶東北電力が1号機の廃炉を決定
20年2月	▶2号機が審査に合格
7月	▶再稼働の地元同意の差し止めを求めた住民の仮処分申し立てを仙台地裁が却下。10月には仙台高裁が即時抗告を棄却
11月	▶宮城県知事が再稼働同意を表明
21年5月	▶住民らが再稼働差し止めを求め仙台地裁に提訴
23年5月24日	▶仙台地裁が請求棄却の判決

## 女川原発訴訟の主張と判決

重大事故発生の危険性	避難計画の実効性
原告 重大事故発生の危険性を主張立証しなくても、避難計画の不備のみを理由に再稼働差し止めを求めることができる	避難計画の実効性 渋滞が発生し原発30km圏内に長時間とどめられ、被ばくの高リスクを負う宮城県や東北電力の要員が到達できず、放射性物質が汚染されている川がどうかを調べる検査場所を開設できない
東北電力 原告は事故の危険性を主張立証しておらず、差し止めを求めることはできない	国の原子力防災会議で合理性が認められている
判決 原告らは危険性について具体的な主張立証をしておらず、運転再開に足る危険性を認められない証拠がない	避難計画の実効性に関する個別の争点は判断するまでもなく、差し止めは認められない

原発は事故が発生すれば、放射性物質の大規模な飛散など国の崩壊につながる甚大な被害を招く可能性がある。事故発生時も含め、最

「原告の請求を棄却する」。斎藤洋裁判長が法廷で主文を読み上げると、傍聴席に深いため息が響いた。3人の裁判官が退廷すると「ふぎけるな」「情けない」など怒号が飛び交った。

地裁は避難計画に関する宮城県への調査囑託の一部を証拠採用したにもかかわらず、判決で判断を一切示さなかった。原告団長の原

伸雄さん(81)は仙台市内で判決後に開いた記者会見で「肩透かしを食らった。結果から半年も何をしていたのか」と憤った。

原さんは東日本大震災の半年後、視察で福島県中通り地方を訪問し、印象に残る出来事があった。

関西電力大飯原発3、4号機(福井県)の運転差し止め訴訟で2014年、再稼働を認めない判決を言い渡した樋口英明氏(70)に、今回の仙台地裁判決について聞いた。

## 大飯差し止め裁判長・樋口英明氏

# 不誠実、本質分かっていない



ひぐち・ひであき 京都府。1983年判事補。2012年福井地裁判事、15年名古屋地裁判事などを経て17年定年退官。三重県出身。

四国電力伊方原発(愛媛県)の設置許可取り消し請

求訴訟で1992年に最高裁が出した判決(伊方判例)が示した枠組み通りに、安全性の立証責任を被告の電力側に負わせ、それができない場合は「危険性がある」と判断するのが、仙台地裁判決からは読み取れなかった。

原告が避難計画に争点を絞った点も裁判の内容を分かりやすくし、多くの人に目を向けさせ、短期間で判決に導ける戦略として評価できる。控訴審では原発の安全面の不備を新たに訴えるなど戦略を変えるのが、原告の判断が注ぎられる。

再稼働の事実上の前提となる県と石巻市の地元同意

「原告の請求を棄却する」と言い切った。

原告の一人、長沼利幸さん(65)も失望感を隠せなかった。「行政も司法も避難計画の美効性をチェックしないのであれば、命は自分で守れと言われているようなものだ」と話した。

再稼働の事実上の前提となる県と石巻市の地元同意

請の即時抗告は2020年10月、仙台高裁で棄却された。ただ、高裁は避難計画の美効性に「課題が残る」と言及した。原告の門前弘さん(70)は「振り出しに戻された気分だ」と悔しさをにませた。

判決は「(住民側の)立証がなく、危険を認める証拠はない」と指摘した。原告弁護団長の小野寺信一弁護士(仙台弁護士会)は「原発事故の危険性の立証を住民側に求めるのは行き過ぎだ」と判決を批判した。



女川原発差し止め棄却

「ふざけるな」と  
りゃって逃げると言う  
んだ。午前11時すぎ、  
判決を言い渡した斎藤  
充洋裁判長が閉廷を告  
げると、傍聴席から怒  
号が飛んだ。裁判所前  
で「不当判決」と書い  
た紙が掲げられ、待ち  
構えた支援者らを重苦  
しい沈黙が包んだ。  
住民避難を巡っては  
水戸地裁が2021年

3月、初めて避難計画  
の不備を理由に日本原  
子力発電東海第2原発  
(浜城県東海村)の運  
転差し止めを命じた。  
原発そのものの安全対  
策だけでなく、放射性  
物質が放出された際の  
備えも必要との視点か  
ら、周辺自治体の多く  
が避難計画を策定して  
おらず、策定済みの計  
画も具体性を欠くとし

東北電力女川原発2号機(宮城県  
女川町、石巻市)を巡り、石巻市民  
らが再稼働の差し止めを求めた訴  
訟。仙台地裁は24日の判決で請求を  
棄却し、争点だった避難計画の不備  
に踏み込まなかった。事実上の全面  
敗訴に支援者は落胆し、原告らは控  
訴を表明した。  
【百武信幸、遠藤大志、土江洋範、  
小山祐亮】

「中身なし判決」原告ら憤り

危険立証「住民には不可能」

「防災体制は極めて  
不十分と断っていた。  
女川原発訴訟の弁護  
団はこの判決も踏まえ  
争点を避難計画の不備  
に絞ることで、専門的  
な知見がある電力会社  
側には有利な科学論争を  
避ける戦略をとった。  
しかし今回の判決  
は、原告らが想定を超  
えた災害の発生や重  
大事故の危険を前提に  
避難計画の実効性を問



女川原発差し止め訴訟の仙台地裁判決後、支援者たちに控訴方針を語る原伸雄原告団長(中央)と小野寺信一弁護団長(右)＝仙台市青葉区で、百武信幸撮影

女川原発の再稼働を巡る主な経緯

- 2011年3月 東日本大震災で被災し、全3基停止
- 13年12月 東北電力が2号機の再稼働に向け原子力規制委員会に審査を申請
- 19年11月 住民らが地元同意差し止めを求め仮処分申し立て
- 20年2月 2号機が審査に合格
- 7月 仮処分申請却下(即時抗告審も棄却)
- 11月 地元首長らが再稼働に同意
- 21年5月 住民らが再稼働差し止めを求め提訴
- 23年5月 差し止め請求棄却(24日)
- 24年2月 2号機再稼働(予定)

ことは「理解できな  
いわけではない」とし  
ながらも、重大事故の  
危険を原告側は主張。  
立証しておらず、再稼  
働すれば住民に危険  
が及ぶとの主張は「前  
提を欠く」と指摘。原  
告側が個別に列挙し  
た避難計画の不備には  
ほとんど触れなかつ  
た。  
原告団事務局長の目  
野正美さん(70)は「中  
身に踏み込むならまた

しも、入り口にも立た  
ないなんて。(原発事  
故による)福島の人た  
ちの苦しみを考え、判  
断してほしかった」と  
目に涙を浮かべた。  
判決後の集会で原告  
団の原伸雄団長(81)は  
「肩すかしで中身のな  
い判決だ。速やかに控  
訴したい」と表明。副  
団長の佐藤清吉さん  
(81)は「国策におもね  
った判決。具体的危険  
というが、過去の事故

が大きな証拠だ」と憤  
った。  
小野寺信一弁護団長  
は、避難計画は重大事  
故を前提に作成されて  
いる一方、判決は事故  
の危険を原告側が立証  
するよう求めたことに  
「住民側には不可能だ。  
(事故の危険を)立証  
できないと誰も避難計  
画の不備を指摘でき  
ないなら避難の過程で  
多くの命が失われる」と  
批判し、控訴書でも  
避難計画の不備を前  
面に争う方針を示し  
た。

法曹界からも疑問の  
声があがった。東海第  
2原発訴訟の弁護団事  
務局長、石野靖弁護士  
は「水戸地裁判決は事  
故時の最大な危険性を  
直視したからこそ導き

要件に避難計画実効性を

東京女子大の広瀬弘  
志(法学部)は「原発事  
故において避難計画の  
実効性は人的被害の軽  
減に必須だが、今回の  
判決では裁判員がこれ  
を十分に認識していな

出されたが、仙台地裁  
の判決はこの理解が足  
りていない」。関西電  
力大飯原発3、4号機  
(福井県)の再稼働を  
認めない判決を出した  
元福井地裁裁判長の樋  
口英明さんは「事故が  
起きれば国を滅ぼしか  
ねず最大限の対策が求  
められるという原発の  
本質を見ている。裁  
判所は避難計画の問題  
を正面から判断しない  
といけない」と指摘し  
た。

東北電の大淵正和原  
子力部長は判決後、仙  
台市内で報道陣に「原  
発の安全確保対策をし  
っかりやっていく。エ  
ネルギーセキュリティ  
や安定供給の観点か  
ら原発は必要だ」と理  
解を求めた。

か。過去の原発事  
故の記憶が風化してい  
ることや原発を推進す  
る政府の政策が影響し  
ているのではないかと  
懸念している。

原発事故の責任は電  
力会社も負う。企業と  
して将来の負担を軽減  
するため、東北電力は  
避難計画の問題点に積

極的に対応すべきだ。  
女川のように原発の  
近くを通らないと避  
難できない例は他にも  
ある。原子力規制委員  
会は住民の避難行動  
に詳しい専門家を加  
え、避難計画の実効性  
を再稼働の要件とすべ  
ぎだ。